

指定認知症対応型共同生活介護事業運営規程

第1章 事業の目的と運営の方針

第1条 (事業の目的)

社会福祉法人和江会が運営するグループホームわがの里（以下、「事業者」という。）が行う指定認知症対応型共同生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員等（以下、「職員」という。）が、要介護状態にある利用者（以下、「利用者」という。）に対し、適正な認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とします。

第2条 (運営の方針)

事業者は、介護保険法の主旨に沿って、利用者の意思及び人格を尊重し、認知症対応型共同生活介護計画に基づき、認知症高齢者が、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴・食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようになります。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

第3条 (事業所の名称及び所在地等)

事業所の名称及び所在地は、次のとおりとします。

名 称 グループホームわがの里

所在地 岩手県北上市下江釣子11地割2番地17

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

第4条 (職員の職種・員数及び職務内容)

事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとします。

(1) 管理者 1名

事業所の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。

(2) 計画作成担当者 1名（兼務）

認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当します。

(3) 介護職員 7名以上

入所者の日常生活全般にわたる介護業務を行います。

第3章 入所定員

第5条 (入所定員)

事業所の入所定員は9人とし、災害等やむを得ない場合を除いて、入所定員を超えて入所することはできません。

第4章 設備及び備品等

第6条 (居室)

事業者は、利用者の居室を原則（定員1名）とし、ベッド・ロッカー等を備品として備えています。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、定員2名とすることができます。

第7条 (食堂)

事業者は、利用者が使用できる充分な広さを備えた食堂を設け、利用者が使用できるテーブル・いす・箸や食器類などの備品類を備えます。

第8条（その他の設備）

事業者は、設備としてその他に、居間・台所・浴室・消防設備、その他の非常災害に際して必要な設備、その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設けます。

第5章 同意と契約

第9条（内容及び手続きの説明並びに同意及び契約）

事業者は、サービス提供の開始に際して、サービス利用申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得た上で契約を締結します。

第10条（受給資格等の確認）

事業者は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認することができます。

第6章 サービスの提供

第11条（指定認知症対応型共同生活介護の内容）

利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、適切な技術をもって介護サービスを提供し、又は必要な支援を行います。

- (1) 生活相談
- (2) 健康チェック
- (3) 入浴
- (4) 食事
- (5) その他日常生活に必要な介護

第12条（サービスの取り扱い方針）

事業者は、可能なかぎり、要介護状態の維持、もしくは改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう支援を行うことで、利用者の心身の機能の維持、回復を図り、もって利用者の生活機能の維持、又は向上を目指し、利用者の意欲を喚起しながら支援します。

- 2 サービスを提供するに当たっては、利用者の心身の状況等について把握するとともに、サービス内容の確認を行います。
- 3 事業者は、サービスを提供するに当たって、その認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう、配慮して行います。
- 4 事業者は、サービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行います。
- 5 事業者は、サービスを提供するに当たって、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は行いません。また、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- 6 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を自己評価と外部評価によって行い、認知症対応型共同生活介護計画及び提供サービス内容の評価を常に見直すことで改善を図ることとします。

第13条（相談及び援助）

事業者は、常に利用者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言やその他の援助を行います。

第14条（社会生活上の便宜の供与等）

- 事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーションの機会を設けます。
- 2 事業者は、利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、その同意を得て代行します。
- 3 事業者は、常に利用者の家族との連携を図り、利用者と家族の交流等の機会を確保するよう努めます。

第15条（利用料及びその他の費用）

- 指定認知症対応型共同生活介護の利用料は、厚生労働大臣が定めた告示上の基準の額とし、事業者が法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型共同生活介護サービスを提供した際には、介護保険法に定める利用者負担割合による額を利用料とします。
- 2 事業者は、前項のほか、次に掲げる費用を重要事項説明書に記載の料金により徴収します。
- | | |
|-----------------------------------------------------------------------------------|-------|
| (1) 居住に要する費用 | 1日当たり |
| (2) 食材料費 | 1日当たり |
| (3) 光熱水費 | 1日当たり |
| (4) 金銭等貴重品管理費 | 1日当たり |
| (5) 理美容代 | 1回 |
| (6) その他、認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適當と認められるもの | |
- 3 サービスの提供に当たって、利用者又はその家族に対して、サービスの内容及び費用について説明し、利用者又はその家族の同意を得ます。

第16条（利用料の変更等）

- 事業者は、介護保険関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができます。
- 2 事業者は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとします。

第7章 留意事項

第17条（喫煙）

喫煙は、事業所内の所定の場所に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁煙にご協力頂きます。

第18条（飲酒）

飲酒は、事業所内の所定の場所及び時間に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁酒にご協力頂きます。

第19条（衛生保持）

利用者は、生活環境の保全のため、事業所内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持にご協力頂きます。

第20条（禁止行為）

利用者は、事業所で次の行為をしてはいけません。

- (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵

すこと。

- (2) けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- (3) 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (5) 故意に事業所もしくは物品に損害を与える、又はこれを持ち出すこと。

第21条（利用者に関する市町村への通知）

利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知します。

- (1) 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

第8章 職員の服務規程と質の確保

第22条（職員の服務規程）

職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念します。服務に当たっては、常に以下の事項に留意します。

- (1) 利用者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を心がける。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がける。

第23条（利用者の権利）

事業者は、認知症対応型共同生活介護に関して以下の権利を守ります。

- ① 独自の生活歴を有する個人として尊重し、プライバシーを保ち、尊厳を維持します。
- ② 生活やサービスにおいて、充分な情報を提供し、個人の自由を好み、及び主体的な決定を尊重します
- ③ 安心感と自信を持てるよう配慮し、安全と衛生が保たれた環境で生活を保障します。
- ④ 自らの能力を最大限發揮できるよう支援し、必要に応じて適切な介護を継続的に行います。
- ⑤ 必要に応じて適切な医療を受けることについて援助を行います。
- ⑥ 家族や大切な人の通信や交流の自由が保たれ、個人情報を守ります。
- ⑦ 地域社会の一員として生活・選挙その他一般市民としての行為を保障します。
- ⑧ 暴力や虐待及び身体的・精神的拘束を行いません。
- ⑨ 生活やサービスについて苦情を伝え、解決されない場合は、専門家又は第三者機関の支援を受けます。

第24条（衛生管理）

事業者は、感染症の発生及びまん延防止のためのマニュアルを整備し、職員に対し研修を行います。

- 2 職員は、感染症の発生防止及びまん延防止のために必要な対策を検討する委員会を1月に1回程度、定期的に開催するとともに、指針を整備し、定期的に訓練（シミュレーション）を交えた研修を行い（年2回以上）介護職員その他の職員に周知徹底を図ることとします。

第25条（職員の質の確保）

事業者は、職員の資質向上のために、必要なマニュアルを整備し、その研修を行います。

- (1) 認知症の利用者への対応及びケア
 - (2) 利用者のプライバシー保護
 - (3) 食事介助
 - (4) 入浴介助
 - (5) 排泄介助
 - (6) 移動介助
 - (7) 清拭及び整容
 - (8) 口腔ケア
 - (9) 利用者の金銭管理
- 2 介護に携わる職員の中で、医療・福祉関係の資格を持たない者には国で定めた期間内に認知症介護基礎研修を受講させます。

第26条（個人情報の保護）

- 事業者及び職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守します。
- 2 事業者は、職員が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。
 - 3 事業者は、関係機関、医療機関等に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ることとします。
 - 4 事業者は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表します。
 - 5 事業者は、個人情報の保護に係る規程を公表します。

第9章 緊急時、非常時の対応

第27条（緊急時の対応）

職員は、利用者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関及び各関係機関に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議します。

第28条（事故発生時の対応）

事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議します。

- 2 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとします。ただし、事業者及び職員の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。

第29条（非常災害対策）

事業者は、非常災害時においては、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努めます。

- 2 非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、利用者及び職員に対し周知徹底を図るため、年2回以上避難、その他必要な訓練等を実施します。
- 3 訓練に当たっては、地域住民や関係機関等を交え、所轄消防署との連携を図ります。

第10章 その他

第30条（地域との連携）

事業所の運営にあたっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力をを行うなど、地

域との交流に努めます。

第31条（勤務体制等）

事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるような体制を定めます。

- 2 事業者は、職員の資質向上のための研修の機会を設けます。

第32条（記録の整備）

事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとします。

- 2 事業者は、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとします。

第33条（苦情処理）

事業者は、利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じます。

- 2 事業者は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力します。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。
- 3 事業者は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、岩手県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、岩手県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。

第34条（掲示）

事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示します。

第35条（協力医療機関等）

事業者は、入院等の治療を必要とする利用者のために、あらかじめ協力医療機関を定めておきます。

- 2 事業者は、治療を必要とする利用者のために、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておきます。

第36条（虐待防止に向けた体制等）

管理者は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとします。

また、管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とします。

- (1) 事業者は、虐待防止検討委員会を設けます。その責任者は管理者とします。
- (2) 虐待防止検討委員会は、職員への研修内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談、報告体制、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討等を行います。なお、本虐待防止検討委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うことができます。
- (3) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村関係者に報告を行い、事実確認のために協力します。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努めます。

第37条（その他）

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

附 則

この規程は、北上市長の事業所指定のあった日（平成21年4月30日）から施行する。

附 則

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年9月18日から施行し、改正後の指定認知症対応型共同生活介護事業運営規程の規定は、令和元年7月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年3月27日から施行する。